

第1回 西都地区新設小学校(仮称) 開校準備委員会

日時:令和3年6月10日(木)14:30~
会場:福岡市教育委員会会議室

— 次 第 —

1. 委員紹介

2. 議 事

- (1)委員会設置要綱(案)について 資料1
- (2)委員会の公開・資料等の周知について 資料2
- (3)委員長・副委員長の選出について
- (4)今後の進め方について 資料3
- (5)西都地区新設小学校(施設概要)について 資料4
- (6)校名案について 資料5
 - ・決定時期
 - ・基本的な考え方
 - ・選定方法

3. 連絡事項

○次回開催日程

○議事(予定)

校名案について

西都地区新設小学校（仮称）開校準備委員会設置要綱（案）

資料 1

（委員会の設置）

第 1 条 西都地区新設小学校（仮称）（以下「新設校」という。）の開校準備を円滑に推進するため、西都地区新設小学校（仮称）開校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第 2 条 委員会は前条の目的を達成するため、次の事項を所管する。

- （ 1 ） 校名、校章、校歌などの開校準備に関すること
- （ 2 ） 教育目標に関すること
- （ 3 ） 通学路に関すること
- （ 4 ） 施設整備に関すること

（委員会）

第 3 条 委員会は、別表のとおり組織する。

2 委員の任期は新設校開校までとし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 副委員長は、委員長が選任する。
- 4 委員長は、会務を統括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、原則公開とする。

2 会議の傍聴に関する事項は、別途定める。

（事務局）

第 6 条 委員会の事務局は、教育委員会教育環境部に置く。

（雑則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の設置、運営に関して必要な事項が生じた場合は、委員会で協議のうえ決定する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 3 年 6 月 日から施行する。

別表

組 織	氏 名	役 職
自治協議会	赤池 成昭	西都校区自治協議会会長
	江田 俊弘	西都校区西都自治会会長
	荒木 正彦	西都校区徳永町内会会長
	松浦 喬	元岡校区自治協議会会長
	矢野 豊信	元岡校区田尻東町内会石崎隣組組長
公民館	江口 辰男	西都公民館館長
	濱地 和夫	元岡公民館館長
小学校 P T A	中尾 大輔	西都小学校 P T A 会長
	奥村 大輔	西都小学校 P T A 役員
	森 幸太郎	元岡小学校 P T A 会長
小・中学校	檜尾 好民	西都小学校校長
	川本 達一	西都小学校教頭
	山中 剛	元岡小学校校長
	箱島 徳人	元岡中学校校長
福岡市	椛島 朋子	西区総務部地域支援課長
	古川 剛	西区地域整備部土木第 2 課長
	松尾 勝義	教育委員会教育環境部施設課長
	溜 和久	教育委員会指導部小学校教育課主任指導主事
	吉安 真一	教育委員会教育環境部通学区域課長

(2) 委員会の公開・資料等の周知について

① 委員会の公開について

- ・ 委員会の会議については、原則公開とし、会議の開催日程については、事前に事務局より教育委員会ホームページに掲載する。
- ・ 会議の傍聴要領を別紙（案）のとおり規定し、可能な限り傍聴席の確保に努める。

② 委員会ホームページ開設

- ・ 教育委員会のホームページに委員会開催状況に関するページを開設し、開催日程や会議資料、委員会ニュース（仮称）について掲示を行う。

③ 資料等の周知について

- ・ 会議開催内容の概要について、「委員会ニュース（仮称）」により保護者及び地域等へ周知する。
- ・ 周知方法及び周知範囲については以下の内容で検討。
 - ア 西都校区の全戸及び元岡校区のうち新設小学校の通学区域にあたる地域に、自治協議会（自治会・町内会）から「委員会ニュース（仮称）」を配布していただく。
 - イ 西都小学校及び元岡小学校（石崎隣組）の保護者に対して、小学校から「委員会ニュース（仮称）」を配布する。
 - ウ 近隣の幼稚園・保育園・商業施設等において、「委員会ニュース（仮称）」の掲示を依頼する。

<参考> 新設小学校の通学区域

- 西都小学校の通学区域のうち、西都一丁目、北原一丁目、国道 202 号線以北の大字徳永（1149 番、1150 番、1167 番、1168 番及び北原・田尻土地区画整理事業の一部を除く。）
- 元岡小学校の通学区域のうち、石崎隣組の範囲（大字田尻 45 番から 103 番、130 番から 160 番及び 2568 番から 2714 番（2570 番地 12 を除く）。）



（趣旨）

第1条 この要領は、西都地区新設小学校（仮称）開校準備委員会設置要綱第5条第2項の規定に基づき、西都地区新設小学校（仮称）開校準備委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

（傍聴の手続き）

第2条 委員会の会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、会議開催の15分前までに整理番号票（別記様式）の交付を受けなければならない。

（定員）

第3条 委員会の会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という）の定員は、あらかじめ委員長が定めるものとする。

2 傍聴希望者が定員を超える場合は、抽選によって傍聴人を決するものとする。

（入場の制限）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- (1)酒気を帯びていると認められる者
- (2)ポスター、ビラ、拡声器その他会議もしくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者
- (3)前2号に掲げる者のほか、会議を妨害し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1)会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと
- (2)会議場において発言しないこと
- (3)みだりに席を離れないこと
- (4)飲食又は喫煙をしないこと
- (5)携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること
- (6)たすき等を着用し、またはプラカードを掲げる等示威的行為をしないこと
- (7)他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと
- (8)会議場において許可無く撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと
- (9)前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、または会議の妨げとなるような行為をしないこと

（傍聴人への指示）

第6条 委員及び事務局の職員は、会議の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行う。

2 傍聴人が指示に従わないときには、委員及び事務局の職員は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は委員長の指示に従わなければならない。

附則

（施行期日）

この要領は令和3年6月 日から施行する。

様式

年 月 日
第 回西都地区新設小学校（仮称）開校準備委員会

整理番号票

NO. _____

傍聴人は、会議の開催中この整理票を携行し、
係員の求めに応じて提示してください。

西都地区新設小学校(仮称)開校準備委員会 スケジュール(案)

年度	2年度						3年度									4年度									5						
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9		10	11	12	1	2	3
開校準備委員会									◆ 第1回	◆ 第2回		◆ 第3回		◆ 第4回		◆ 第5回			◆ 第6回		◆ 第7回		◆ 第8回					◆ 第9回			
校名・校歌・校章							開校準備委員会 委員選定			校名案の検討		地域への周知		教育委員会会議・条例改正																	
									地域意見募集	校名案決定		校名決定																			
												校歌、校章の検討																			
教育目標									教育目標案の検討																						
									WGで検討																						
通学路の整備									通学路案及び整備案の検討																						
その他																															

開
校

西都地区新設小学校 施設概要

新校舎概要

- (1) 建設場所
西区大字徳永 1128 番 1、大字田尻 34 番 1
校地面積：約 16,800 m²
- (2) 建物
構 造：[校舎棟] 鉄筋コンクリート造
[講堂兼体育館棟] 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
階 数 等：地上 4 階、26 教室（特別支援教室 2 含む）
延床面積：約 10,000 m²
工 期：令和 3 年 6 月～令和 4 年 1 2 月
(グラウンド等整備は令和 5 年 1 月までの予定)

施設内容

4 階	普通教室 等
3 階	普通教室、多目的教室、プール 等
2 階	普通教室、多目的教室、音楽室 等 講堂兼体育館
1 階	特別支援教室、管理者室、職員室、事務室、保健室、放送室、 給食室、用務員室、印刷室、相談室、会議室 等 図書室、理科室、図工室、家庭科室、 ランチルーム兼留守家庭子ども会室

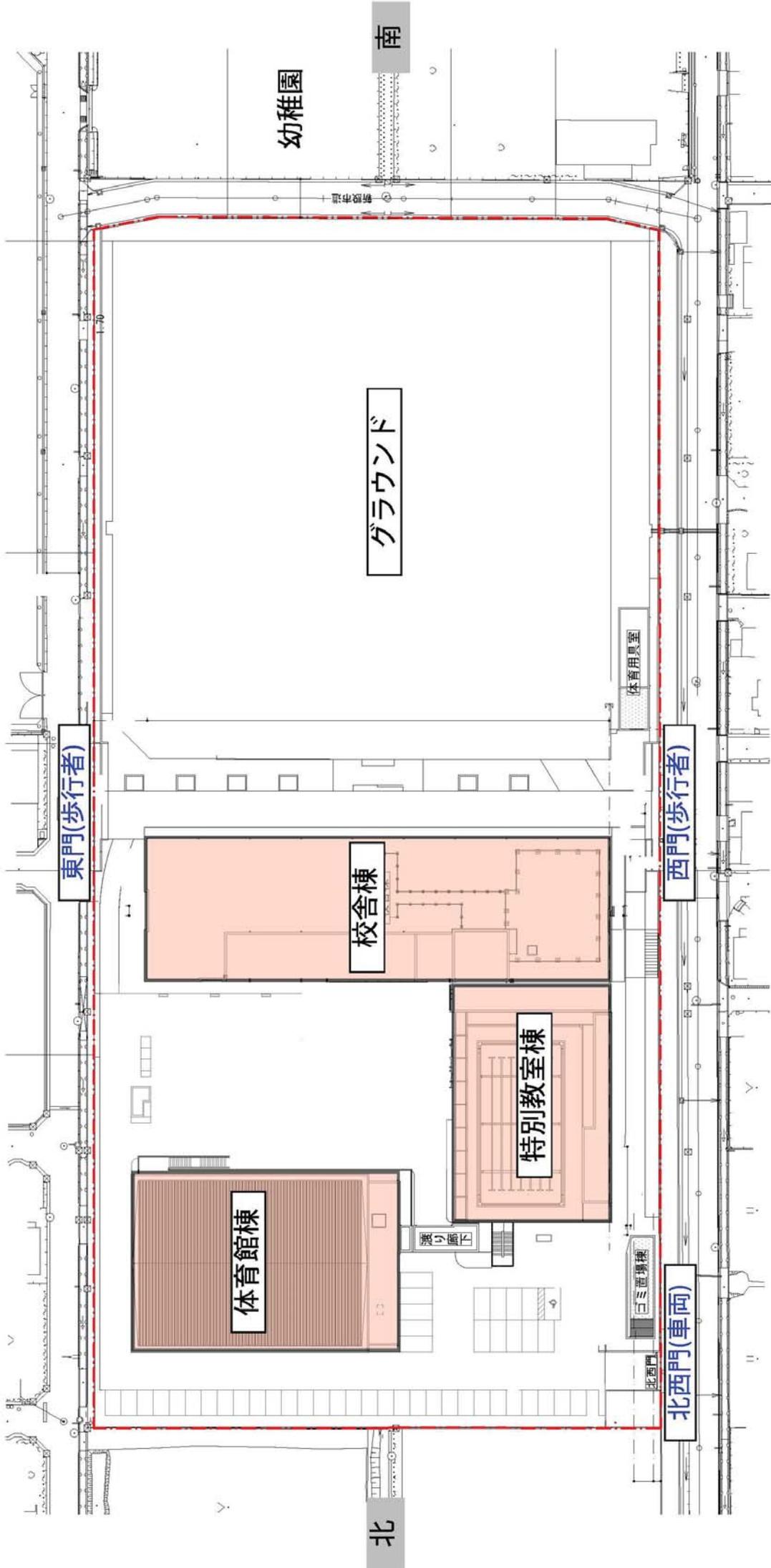
新校舎の特長

- (1) 児童や保護者が常に”安心・安全”を感じられる施設づくり
- ・歩行者と車両の導線を分離し、安全な登下校を実現。
 - ・高潮のエリアとなるため、体育館を 2 階に配置し避難場所を確保。
 - ・避難時のためマンホールトイレを設置可能。
- (2) 新しい校区の新しい核となる魅力的な施設整備
- ・昇降口正面に図書館を配置し、中庭と一体的な利用が可能な空間を創出。
 - ・多様な学習に対応できるワークスペースを設け、ゆとりをもてる空間を創出。
- (3) 内装木質化の推進
- ・子どもたちにとって豊かな教育環境となるよう、床や壁等を木質化。
 - ・内装の一部に市産材ヒノキやスギを使用。
- (4) 環境負荷の低減や自然エネルギーの活用
- ・採光・通風環境を重視し、普通教室を南面させ、庇を兼ねたバルコニーを設置。
 - ・環境負荷を低減し自然エネルギーを効果的に取り込むため、太陽光発電パネルの設置や雨水利用、ペアガラスを設置。また体育館にクールヒートトレンチ採用。
- (5) その他
- ・換気のため全熱交換機を設置。
 - ・非接触型の水栓を採用。(廊下手洗い：自閉式 トイレ：自動)



外観イメージ
※今後変更の可能性
があります。

東



北

西

全体配置図



2階平面図

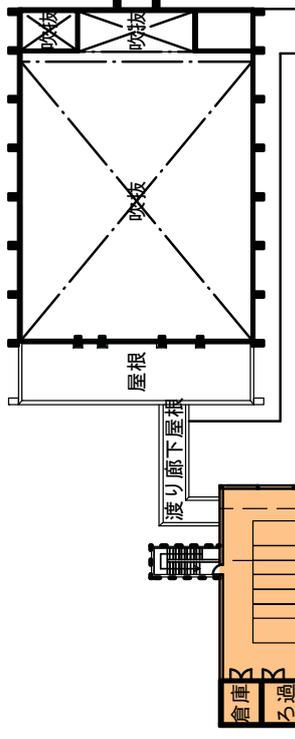


1階平面図

凡例

- 教室
- 特別教室・多目的室 等
- 管理諸室 等
- 共用部
- 運動施設 等

1, 2階 平面図

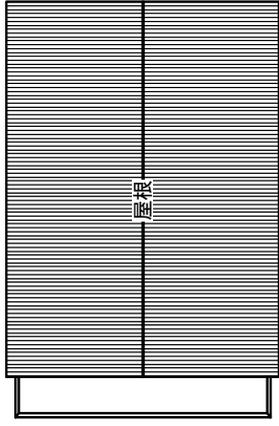


屋根

渡り廊下屋根



3階平面図



屋根



4階平面図

- 凡例
- 教室
 - 特別教室・多目的室 等
 - 管理諸室 等
 - 共用部
 - 運動施設 等

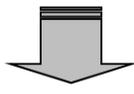
3, 4階 平面図

(6) 校名案について

1. 決定時期

新設小学校の校章・校歌を今年度後半から来年度にかけて検討することとしておりますので、新設小学校の校名案については令和3年10月までに決定していただきたいと考えます。(令和4年2月に条例改正し正式決定)

今後の進め方

時 期	内 容
第1回委員会 (6月10日)	○基本的な考え方 ○選定方法の検討
第2回委員会 (7月下旬)	○校名案の検討
	○校名案に対する地域・保護者への意見募集
第3回委員会 (10月上旬)	○校名案決定 ○周知方法の確認
	○校名案を地域・保護者へ周知
第4回委員会 (12月上旬)	○今後の手続き(条例改正等)について
令和4年2月	○市立小学校設置条例改正 (校名決定)

2. 基本的な考え方

校名案の検討に当たっては、以下の点に留意していただきたいと考えます。

- 原則として常用漢字を使用する。
- 難しい漢字や誤読しやすい漢字は使用しない。
- 通学区域を考慮して、その地域にふさわしい校名とする。
- 児童生徒の負担等に配慮して、極端に長い校名は避ける。

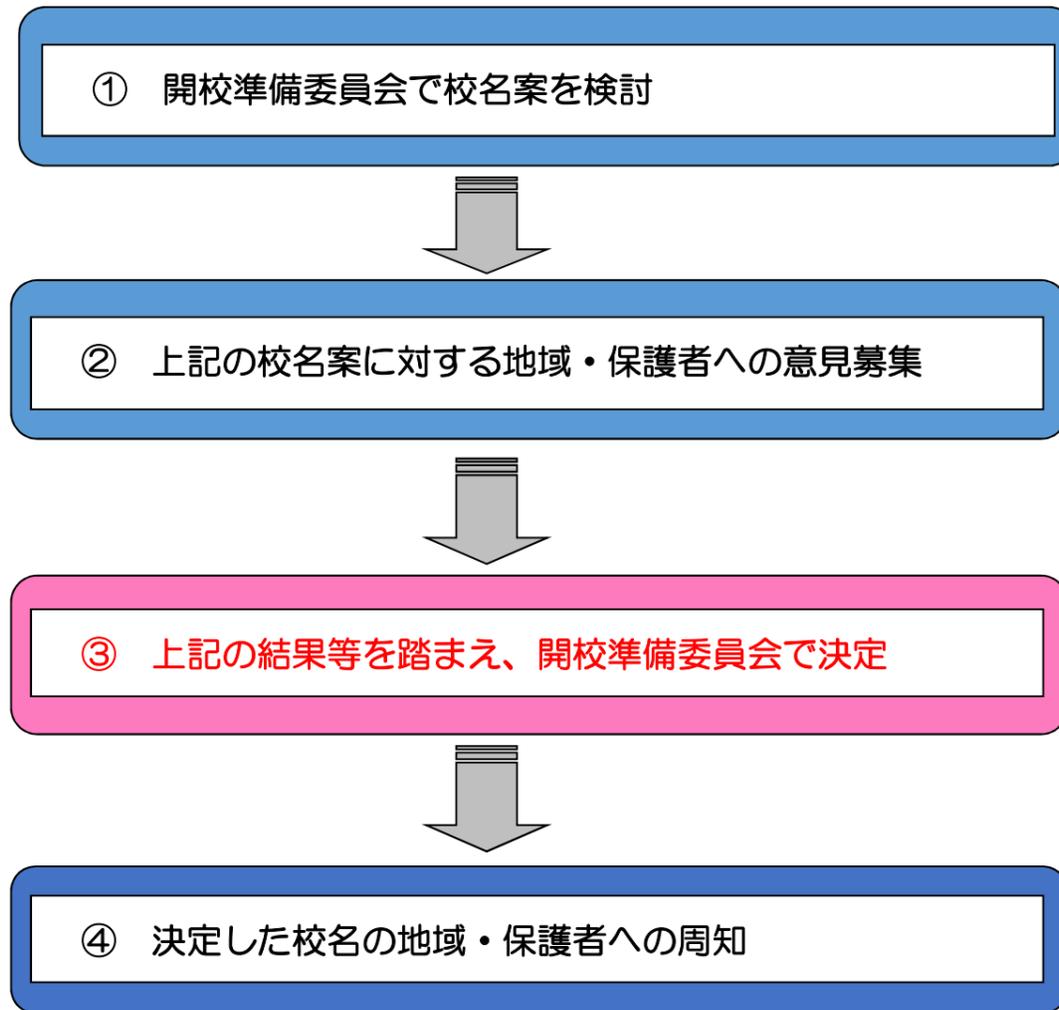
【参 考】既存の福岡市立小学校の校名の種類

既存の福岡市立小学校の校名の種類としては、大きく以下の4つに大別される。

- 地 名・・・学校の地名(住所地)に由来するもの
87校／145校中 (例：周船寺小学校・今宿小学校など)
- 準地名・・・校区内の地名や町名に由来するもの
24校／145校中 (例：西都小学校・元岡小学校など)
- 方 位・・・学校の地名や町名に、方位を加えたもの
19校／145校中 (例：壱岐東小学校・照葉北小学校など)
- 複 合・・・複数の地名や方位を組み合わせたもの
15校／145校中 (例：香椎下原小学校・姪北小学校など)

3. 選定方法

(1) 具体的な選定方法(案)



【参考】委員会ニュースの配布先

○西都校区（全世帯）

地域・・・西都自治会／徳永町内会／女原自治会

保護者・・・西都小学校

○元岡校区（石崎隣組）

地域・・・石崎隣組

保護者・・・元岡小学校

(2) 過去の検討事例

西都小学校の事例

【実施内容】

- ・開校準備委員会で校名の選定方法を検討（公募はしない）。委員会で出た意見を各組織へ持ち帰り、意見集約。
- ・集約結果を基に、開校準備委員会で校名案を検討。保護者及び地域住民へ配布する委員会ニュースで周知し、意見募集。
- ・意見募集の結果を踏まえ開校準備委員会として校名案を決定し、教育委員会へ推薦。

【検討期間】

平成26年9月～1月（約3ヶ月半）

【意見募集方法】

- ・委員会ニュースの紙面に記入用紙を掲載。資料5-2参照
- ・回収箱設置場所（周船寺公民館、玄洋公民館、西部出張所）及び教育委員会ホームページからも記入用紙取得可能。
- ・上記回収箱または教育委員会へFAXまたは電子メールにて回収。

箱崎清松中学校の事例

【実施内容】

- ・開校準備委員会から委員を選出し、校名検討委員会設置。
- ・校名検討委員会で各委員から校名案を提案し、複数の校名案を選抜。
- ・開校準備委員会で校名案を決定し、教育委員会へ推薦。

【検討期間】

平成10年10月～平成11年1月（約4ヶ月）

【集約方法】

- ・校名検討委員会で選抜した校名案について、関係する地域団体代表や小・中学校の児童生徒にアンケートを実施。
- ・アンケート結果等を踏まえ校名検討委員会で2つの校名案を選抜し、開校準備委員会へ提案。

平成29年4月に開校する新設小学校の準備を円滑に進めるため、平成26年6月10日に発足しました「伊都土地区画整理事業地内新設小学校(仮称)開校準備委員会」の第4回会議が11月11日(火)に開催されました。
今回の会議では、前回からの続きで新設小学校の校名(案)について、委員による地域の各種団体の意見聴取を踏まえ、開校準備委員会としての校名(案)の選考が行われました。

1 新設小学校の校名(案)

校名案につきましては、地名にこだわらない新しい校名や所在地である女原小学校などの意見もございましたが、開校準備委員会としては、下記の理由から「西都小学校」を選考し、皆様のご意見を踏まえながら、今後、決定していくことで意見がまとまりました。



【会議の様子】

さいと 西 都 小 学 校

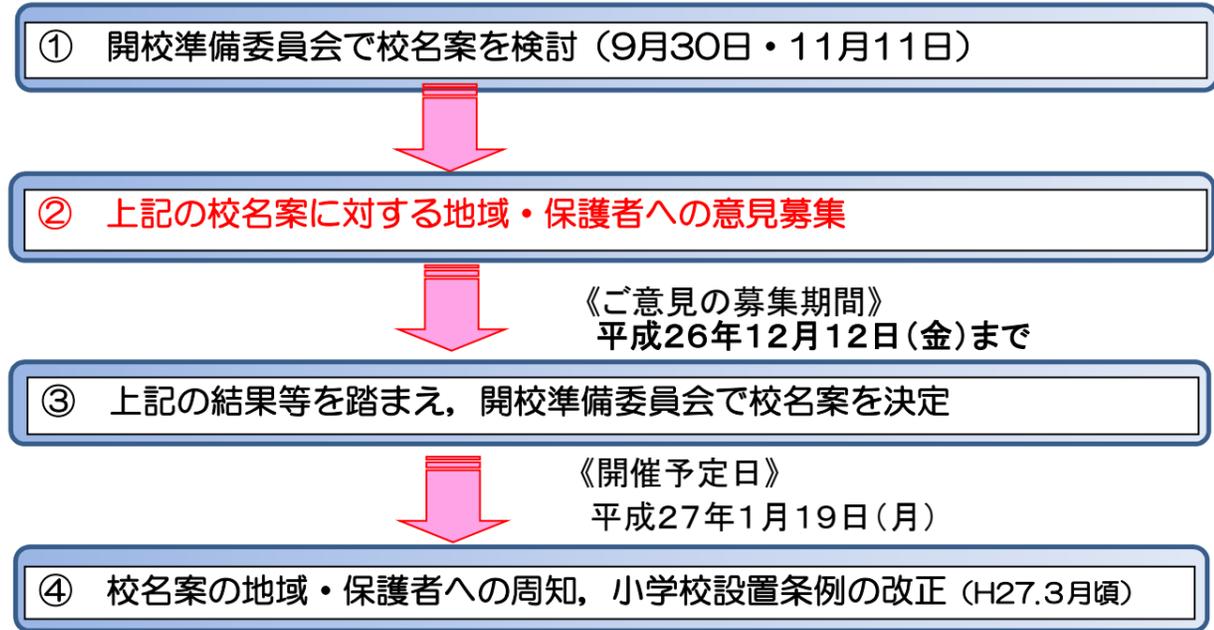
<主な選考理由>

- ・新しい地名の「西都」に由来し、新設校をイメージしやすく、西都1・2丁目から新設校に通う児童の割合が最も多い。
- ・近隣の西部地域交流センターの愛称である「さいとぴあ」と響きが似ており、馴染みやすい。
- ・西区の”西”にある学校ということで所在(場所)をイメージしやすい。

<その他の校名案に関する意見>

- ・地名にこだわらない新しい校名や女原小学校という意見もありました。

2 今後の具体的な流れ



教育委員会ホームページでは、会議資料を掲載していきますので、ご覧ください。

新設小学校の校名(案)に対するご意見を募集します！！

■左記の校名(案)に対する地域の皆様からのご意見を募集します。ご意見をいただける場合は、本紙から記入用紙を切り離し、下記の施設に設置しております回収箱に投函いただきますようお願いいたします。

《「回収箱」の設置場所》
周船寺公民館 玄洋公民館 西部出張所(さいとぴあ内)

※記入用紙は回収箱の設置場所にも別途準備します。
※事務局のホームページからも記入用紙を取得できますので、FAX又は電子メールにて直接事務局にご提出いただいても構いません。

《ご意見の募集期間》平成26年12月12日(金)まで

【参考】校名の基本的な考え方

- 原則として常用漢字を使用する。
- 難しい漢字や誤読しやすい漢字は使用しない。
- 通学区域を考慮して、その地域にふさわしい校名とする。
- 児童生徒の負担等に配慮して、極端に長い校名は避ける。

---(切り取り線)---

【住所】	マンション・アパート名
西区	()
【記入者の氏名】	
【ご意見欄】 ※箇条書きなどで簡潔に記入してください。	

お問い合わせ・ご意見等はこちらへ

開校準備委員会事務局【教育委員会学校計画課】

TEL: 711-4252 FAX: 733-5539 E-mail: gakkokeikaku.BES@city.fukuoka.lg.jp.

HP: <http://www.city.fukuoka.lg.jp/kyouiku-iinkai/gakkokeikakuka/shisei/ito-kaikou.html>